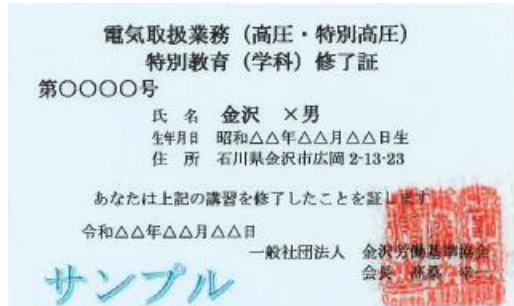


# 【電気取扱業務（高圧又は特別高圧）特別教育】

この講習は、労働安全衛生法第59条及び規則第36条に規定されている危険又は有害な業務に労働者をつかせる場合に行うべき安全又は衛生のための特別の教育です。

特別教育を受講された方には、電気取扱業務（低圧）特別教育修了証を交付します。



（特別教育の記録の保存）事業者は、特別教育を行つたときは、特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3年間保存する必要がありますので、この特別教育講習時に配布する講習時間割表電気取扱業務（高圧・特別高圧）特別教育と修了証写しを作成して教育記録のファイルに保存するようにしてください。（修了証は、受講者のものです。）

## 労働安全衛生法第59条第3項（安全衛生特別教育）要旨

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

## 労働安全衛生規則第36条第4号（特別教育を必要とする業務）抄

第36条 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

高圧（直流750ボルトを、交流600ボルトを超え、7000ボルト以下である電圧をいう。）若しくは特別高圧（7000ボルトを超える電圧をいう。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務

## 安全衛生教育規程第5条

| 科目                       | 範囲                                                                                        | 時間     |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 高圧又は特別高圧の電気に関する基礎知識      | 高圧又は特別高圧の電気の危険性 接近限界距離 短絡 漏電 接地 静電誘導 電気絶縁                                                 | 1.5 時間 |
| 高圧又は特別高圧の電気設備に関する基礎知識    | 発電設備 送電設備 配電設備 変電設備 受電設備 電気使用設備 保守及び点検                                                    | 2 時間   |
| 高圧又は特別高圧用の安全作業用具に関する基礎知識 | 絶縁用保護具(高圧に係る業務を行なう者に限る。) 絶縁用防具(高圧に係る業務を行なう者に限る。) 活線作業用器具 活線作業用装置 検電器 短絡接地器具 その他の安全作業用具 管理 | 1.5 時間 |
| 高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法 | 充電電路の防護 作業者の絶縁保護 活線作業用器具及び活線作業用装置の取扱い 安全距離の確保 停電電路に対する措置 開閉装置の操作 作業管理 救急処置 災害防止           | 5 時間   |
| 関係法令                     | 法、令及び安衛則中の関係条項                                                                            | 1 時間   |

受 講 料（税込み、テキスト代含む）

会員 11,770円/人（講習 9200円 テキスト 1500円 税 1070円）

一般 13,970円/人（講習 11200円 テキスト 1500円 税 1270円）

講習カリキュラム 1 日目（5.5 時間）

| 時 間                    | 科 目                                                                |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 9：30～11：00<br>(1.5 時間) | 高圧又は特別高圧の電気に関する基礎知識<br>(高圧又は特別高圧の電気の危険性 接近限界距離 短絡 漏電 接地 静電誘導 電気絶縁) |
| 11：00～11：10            | (休憩)                                                               |
| 11：10～12：10<br>(1 時間)  | 高圧又は特別高圧の電気設備に関する基礎知識<br>(発電設備 送電設備 配電設備 変電設備 受電設備 電気使用設備 保守及び点検)  |
| 12：10～13:00            | (昼食休憩)                                                             |
| 13:00～14:00<br>(1 時間)  | 高圧又は特別高圧の電気設備に関する基礎知識<br>(発電設備 送電設備 配電設備 変電設備 受電設備 電気使用設備 保守及び点検)  |
| 14:00～14：05            | (休憩)                                                               |
| 14：05～15:05<br>(1 時間)  | 関係法令<br>(労働安全衛生法、令及び安衛則中の関係条項)                                     |
| 15：05～15:10            | (休憩)                                                               |
| 15：10～16:10<br>(1 時間)  | 救急処置                                                               |

講習カリキュラム 2 日目（5.5 時間）

| 時 間                    | 科 目                                                                                              |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9:30～11:00<br>(1.5 時間) | 高圧又は特別高圧用の安全作業用具に関する基礎知識<br>(絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用器具 活線作業用装置 検電器 短絡接地器具 その他の安全作業用具 管理)              |
| 11:00～11：10            | (休憩)                                                                                             |
| 11:10～12:10<br>(1 時間)  | 作業者の絶縁保護及び充電電路の防護に関すること                                                                          |
| 12:10～13:00            | (昼食休憩)                                                                                           |
| 13:00～16:00<br>(3 時間)  | 高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法<br>(作業者の絶縁保護 活線作業用器具及び活線作業用装置の取扱い 安全距離の確保 停電電路に対する措置 開閉装置の操作 作業管理 災害防止) |